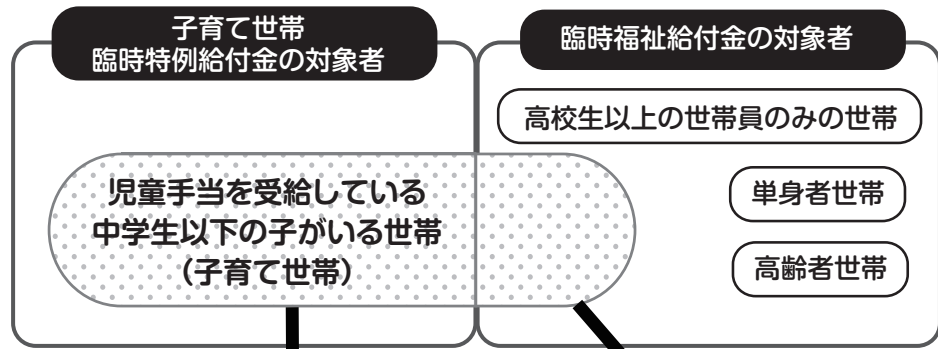


臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金について

○臨時福祉給付金は、市民税（均等割）非課税者に対し、1人につき1万円（加算の場合は1万5千円）を支給します。
 ○子育て世帯臨時特例給付金は、市民税（均等割）課税世帯で、中学生以下の児童1人当たりにつき1万円を支給します。



子育て世帯

※基準日（平成26年1月1日）において児童手当の受給者である「父」のみ市民税（均等割）課税者

父 — 母

兄 (高校2年生) — 妹 (中学2年生)

妹が子育て世帯臨時特例給付金の対象者となり支給者である父に支給

※母、兄、妹は父の扶養親族
 ※対象児童は平成26年1月1日で中学生の児童

給付額
対象児童1人につき1万円

子育て世帯

※全員市民税（均等割）非課税者

父 — 母

兄 (高校2年生) — 妹 (中学2年生)

父、母、兄、妹に係わる臨時福祉給付金を支給

※妹は臨時福祉給付金支給対象者となるため子育て世帯臨時特例給付金は対象外

給付額
対象者1人につき1万円
(高齢基礎年金等受給者は5千円加算)



※高所得者世帯はどちらも対象外。

配偶者等からの暴力を理由に避難している人への支援方法

※配偶者等からの暴力を理由に避難している人で、事情により基準日（平成26年1月1日）時点で住民票を移されていない人は、一定の要件を満たす事を事前に申し出いただくことにより、次のような措置を受ける事ができます。

- 住民登録を行っている市区町村ではなく、現在、お住まいの市区町村に臨時福祉給付金の支給申請を行うことができます。
 詳細については下記までお問い合わせください。

●申請方法、申請受付開始時期等については、国の動向を見ながら検討しています。
 決定事項は随時お知らせします。

【問い合わせ先】 臨時福祉給付金に関すること	健康福祉部社会福祉課 (☎67-1811)
子育て世帯臨時特例給付金に関すること	健康福祉部児童家庭課 (☎67-1817)